

「（仮称）函館市中小企業振興基本条例」骨子

前文（要旨）

- ・函館は三方を海に囲まれた地域で、天然の良港を有していた。
- ・いち早く海外に門戸を開き、さまざまな交流が行われてきた。
- ・函館は先達の努力により今日の函館の産業を~~が~~築き上げ~~て~~きた
られ、道南の中核的都市として発展してきた。
- ・しかし、近年、経済のグローバル化、少子高齢化の進展など中小企業を取り巻く環境が大きく変化してきている。
- ・函館は、事業所のほとんどが中小企業である。
- ・中小企業自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚するとともに、経営の安定を図ることに~~努める~~が大切である。
- ・中小企業の役割を市、中小企業者等、市民が十分に認識し理解し、中小企業を良くすることにより~~函館のまちを良くするの~~振興と地域経済の活性化を図るため、条例を制定する。

＜考え方＞

条例は、地方公共団体がその議会の議決を経て定める法令です。

そして、条例の制定の背景や趣旨、目的、基本原則を述べた文章が「前文」といわれるものです。前文は条例の制定の理念を強調して明らかにする必要がある場合に置かれることが多く、いわゆる基本条例に多く見られます。

前文は具体的な法規を定めたものではないことから、前文の内容から直接法的な効果が生ずるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示すものとされています。

ここでは、「函館らしさ」を表現しながら、条例の制定の背景や目的などに関する事項として、次のとおり記述しています。

函館が経済的・社会的に発展した地理的・歴史的な背景

現在函館が置かれている経済情勢や社会情勢

函館における中小企業の重要性

中小企業が努めるべき事項

条例を制定する直接的な目的

1 目的

- (1) 中小企業の振興に関し，基本理念を定め，市の責務，中小企業者等の努めるべき事項および市民の理解と協力に関する事項を明らかにするとともに，市の施策の基本となる事項を定める。
- (2) 上記により，中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって本市の経済の発展および市民生活の向上を図る。

<考え方>

目的規定は，一見して条例の内容を理解・推測することができるよう，条例の立法目的を簡潔に表現したものです。

ここでは，条例に中小企業の振興に関する事項を規定することにより，中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，本市の経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的としています。

なお，この条例は，中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業者等，市民に示すこととする，いわゆる理念条例とするものです。市，中小企業者等，市民のみんながやっていくことを定めようとするもので，いわば，中小企業の振興に関する憲法とも言えますので，その理念を中小企業者等，市民，みんなの意見を聴いてつくり，みんなで守っていきたいと考えています。ただし，今後の経済情勢や社会情勢の変化などにより，その理念がその時代に適合しなくなった場合には，条例を改正することも必要と考えています。

2 定義

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 「中小企業団体」とは、~~中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合および商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。~~

<考え方>

条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。

ここでは、この条例における「中小企業者」、「中小企業団体」の定義について規定しています。

~~「その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体」は、法人格の有無は問わず、主として中小企業の振興を目的とする団体を対象とします。~~

なお、「中小企業」と「中小企業者」の違いについては、「中小企業」は中小の企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体的の会社や個人を指す場合に用います。

《参考》

中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて，卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて，サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて，小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

~~中小企業団体の組織に関する法律~~

~~(中小企業団体等の種類)~~

~~第3条 この法律による中小企業団体は，次に掲げるものとする。~~

- ~~(1) 事業協同組合~~
- ~~(2) 事業協同小組合~~
- ~~(3) 火災共済協同組合~~
- ~~(4) 信用協同組合~~
- ~~(5) 協同組合連合会~~
- ~~(6) 企業組合~~
- ~~(7) 協業組合~~
- ~~(8) 商工組合~~
- ~~(9) 商工組合連合会~~

3 基本理念

中小企業は、多様な事業の分野において特色のある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形成していることにかんがみ、中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の創造性に富んだ事業活動が促進されること。
- (2) 中小企業者の経営の改善および向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的・社会的環境の変化への適応が図られること。
- (4) 市、中小企業者等および市民が相互に協力して推進されること。

<考え方>

中小企業基本法第3条の基本理念において「中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨」とすることが規定されており、その趣旨を踏まえ、本市の中小企業の振興を推進するうえでの基本的な理念・考え方について規定します。

中小企業は、多様な事業分野において特色のある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供しているなど、「多様な存在」であるといえます。

こうした中小企業の多様性を生かしながら、成長発展を支援するための基本的な考え方について規定しています。

(1) 中小企業者が創造性に富んだ事業活動を行うことは、新たな産業が創出され、新たな雇用が生まれ、市場競争が活性化されるなどの効果が期待されます。

したがって、中小企業者が創造性に富んだ事業活動を行うことは、地域経済の活力の源泉であり、市として推進していくものと位置付けています。

(2) 中小企業者の経営の改善および向上については、経営革新を積極的に行うなど、中小企業者の自主的な努力が不可欠であり、中小企業の振興政策の基本的な考え方として、これを促進する方向で支援するものです。

(3) 経済のグローバル化による国際競争の激化や地球規模の環境問題など、

中小企業者を取り巻く経済環境はめざましく変化しており、このような経済的・社会的・環境の変化に対して中小企業者が的確に対応し、成長発展していくためには、例えば、経営方法の改善や技術の向上など、経営基盤を強化することが考えられます。

(4) 中小企業の振興は、市や中小企業者等のみが努力するのではなく、市民も含め、それぞれの協力のもと、函館全体で推進していくことが必要です。一方、中小企業者も地域の一員であることを認識し、まちづくり活動等に積極的に参加することが必要になるものと考えます。

なお、「中小企業者等」とは、中小企業者のほか、「市の責務」の項目で規定する中小企業に関する団体を指します。

《関係団体・委員からの意見の傾向》

- | | |
|----------|---------|
| ・自主的な努力 | ・新事業の創出 |
| ・経営基盤の強化 | ・新産業の創出 |
| ・人材の確保 | ・担い手づくり |
| ・新技術開発 | |

4 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定・実施するものとする。
- (2) 市は、中小企業者、中小企業団体その他中小企業の振興に關係のある団体中小企業に関する団体等との連携を図り、効果的に施策を実施するものとする。

<考え方>

中小企業の振興を推進していくために、その重要性を認識した上で、市が担っていく責務について規定します。

条例では、市の役割を「責務」とすることにより、中小企業者等の努力、市民の理解・協力などよりも強く義務づけています。

「中小企業に関する団体」とは、商工会議所、商工会、事業協同組合などの中小企業組合、中央会など、主として中小企業の振興を目的とする団体を指します。また、主として中小企業の振興を目的とする団体であれば、法人格の有無は問わず、任意団体も含みます。

「その他中小企業の振興に關係のある団体中小企業に関する団体等」とは、中小企業に関する団体のほか、研究機関、金融機関などを指し、産（産業界）、学（大学等の学術研究機関）、官（市のほか、国、北海道などの地方公共団体）、金（金融機関）などが協力し、連携することにより中小企業の意向も十分に反映しながら、効果的に施策を実施することを規定しています。

なお、ここでは「市長」の責務ではなく、「市」の責務としていますが、この条例では市長のみに責任を負わせることではなく、地方公共団体である函館市が団体として責任を負うこととなります。函館市という団体を主体とすることにより、市長のみならず、必要がある場合には教育委員会など、他の執行機関も施策を推進する主体となることができるものであり、中小企業の振興に関して函館市全体で取り組むことを宣言することになるものと考えます。

《関係団体・委員からの意見の傾向》

- ・中小企業者への支援・育成
- ・行政と中小企業団体の連携

5 中小企業者等の努力

- (1) 中小企業者は、経済的・社会的な環境の変化に即応するため、経営の革新、経営基盤の強化等の経営の向上を図るに努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、地域との調和を図るほか、市民が安全に安心して市民生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- (2) 中小企業者は、自らが地域社会を支える主体であることを認識し、必要な雇用環境の整備および人材の育成に努めるものとする。
- (3) 中小企業団体 中小企業に関する団体は、事業活動を行うに当たっては、市 中小企業者 市民とともに、中小企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。

<考え方>

中小企業の振興を推進していくために、中小企業者および中小企業団体の努力義務について規定します。

(1) 基本理念に規定されているとおり、中小企業者は自主的な努力をすることが必要ですが、具体的な努力としては、経営の革新や経営基盤の強化などがあります。

こうした自主的な努力により、経済的・社会的な環境の変化（原材料の価格変動など）に即応した経営の向上が図られるすることができる考えます。

なお、「経営の革新」とは、基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいいます。

また、中小企業者は、商品やサービスの提供、開発などの事業活動を行うに当たっては、函館地域における自然環境、経済環境、社会環境などとの調和を図りながら、技術の開発・普及や流通体制の確立等に努め、持続可能な経済の発展を目指すとともに、市民に対しては、安全で安心な商品等の提供など、市民生活の向上に資するよう配慮する必要があります。

(2) 基本理念に規定されているとおり、中小企業は地域経済の基盤を形成していることから、地域社会の主体であるという認識を有する必要があ

り，その認識のもと，必要な雇用環境の整備および人材の育成に努める必要があります。

「雇用環境」とは，必要な労働力の確保，労働条件など雇用管理全般にわたるもので，これが整備されることにより，労働者が充実した職業生活を営み，豊かな家庭生活を享受することができ，ひいては地域社会の発展に寄与するものです。

(3) 中小企業団体中小企業に関する団体は，中小企業の振興を主な目的とする団体であることから，~~事~~中小企業者，~~市~~市民とともに，中小企業の振興に主体的に取り組よう努めることを規定します。

《関係団体・委員からの意見の傾向》

- ・雇用の場の確保
- ・地域社会を構成する一員としての認識

《参考》

中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 (略)

2 この法律において「経営の革新」とは，新商品の開発又は生産，新役務の開発又は提供，商品の新たな生産又は販売の方式の導入，役務の新たな提供の方式の導入，新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより，その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

6 市民の理解と協力

市民は，中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に
重要な役割を果たしていることを理解し，中小企業の振興に協
力するよう努めるものとする。

<考え方>

中小企業の振興を推進していくために，中小企業に関する市民の理解と協力について規定します。

基本理念に規定されているとおり，中小企業は地域経済の基盤を形成していることから，各種事業の実施を通じて地域経済の発展等にとって中小企業が重要な役割を果たしていることを一般の市民の理解するこ
とにより，中小企業の振興に関する施策に対して理解が深まり，その振興
に協力することにつながるものと考えます。

なお，「協力するよう努めるものとする」とは，「協力するよう努力す
ることを原則・方針とする」という意味になりますが，これについては，
一般の市民に対して理解・協力することを義務づけるものではなく，あくまで理解・協力を期待するものです。

《関係団体・委員からの意見の傾向》

- ・中小企業の地域経済における役割の理解

7 基本的施策

基本理念にのっとり、市が行う中小企業の振興に関する基本的な施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新および創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の新技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材の育成および確保を図ること。
- (4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 中小企業者の連携の促進を図ること。
- (6) 地域資源を活用するなど本市の特色を生かした産業の創出・発展を図ること。

<考え方>

基本理念にのっとり、函館の地域経済の現状を把握しながら、市が行う施策の基本的な方向性について規定します。

- (1) 中小企業を取り巻く経済環境の変化に対応するための1つの方策として、個々の中小企業者の経営の革新が挙げられます。

「経営の革新」は、中小企業が自ら有する経営資源を活用し、新たな製品やサービスを提供したり、製品やサービスの新たな提供方式を導入することなどですが、推し進めることにより、経営の向上が図られるため、これを支援する方向で市の施策を展開していきます。

「創業」については、近年全国的に廃業率が開業率を上回り、中小企業の数が減少傾向をたどっており、経済の停滞や活力の低下が懸念されていることから、創業予定者が円滑に創業することができるための施策により、これを支援していきます。

- (2) 「新技術等を利用した事業活動」については、新技術や独創的な技術または問題解決型の技術による新たな製品等の開発は、新たな事業分野をつくり出すのですが、その分リスクも大きくなることから、資金的な支援や教育機関・研究機関との連携による技術の事業化、人材の確保などの施策により、これを支援していきます。

- (3) 中小企業において「人材」は重要な経営資源の1つですが、自社の従業員を育成し、技術を継承することや、高度な技術を有する人材を確保する必要性が今後ますます増してくることから、これを支援していきま

す。

- (4) 中小企業の「経営基盤を強化」するためには、資金、設備、技術、人材、情報等の経営資源の確保や充実を図ることが重要な要素の1つですが、中小企業が自らの力のみでこれらを確保等することは難しい場合があることから、経営資源の確保、充実等に資する施策を講ずることにより、これを支援していきます。そのほか、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずることに努めます。
- (5) 「中小企業者の連携」については、1次産業者との連携、中小企業者同士の連携や産学官の連携を通じて、中小企業者自らが確保することが難しい経営資源を補うことや、大学などの教育機関や研究機関が有する技術等を活用し、技術的課題を解決したり、共同研究等により事業化に結びつけたりすることができ、ひいては地域経済の活性化に資することから、その促進のために必要な施策を講ずることとします。
- (6) 函館にはイカ、ガゴメ等の水産物資源、函館山からの夜景や歴史的建造物群、温泉などの観光資源が豊富に存在し、これらの「地域資源を活用した特色のある産業の創出・発展」が図られることが本市の産業の強みになることから、これを支援していきます。

なお、これらの施策を規定している順序については、施策の優先順位ではなく、どの施策についても重要度に違いはありません。

《関係団体・委員からの意見の傾向》

- ・起業促進
- ・金融支援
- ・地域資源の活用
- ・ブランド力の強化などによる付加価値の向上
- ・経営基盤の強化
- ・人材の確保
- ・産業（地域）特性

8 財政上の措置

市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

<考え方>

基本理念にのっとり、市の責務を果たすに当たって、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることを明確にするものです。

現行の中小企業振興条例で規定している施策

高度化事業に対する助成

技能者養成に対する助成



新条例に規定せず、要綱に規定する

中小企業融資

9 函館市中小企業振興審議会

- (1) 市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議するため、函館市中小企業振興審議会を置く。
- (2) 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- (3) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ・中小企業の振興に関する者
 - ・学識経験を有する者
 - ・公募による者

<考え方>

中小企業振興審議会の設置およびその組織等に関する基本的事項について定めています。

審議会は、市長の諮問に応じて、市が行う中小企業の振興に関する施策のうち重要なものについて調査審議するため、第三者的機関として設置されるものであり、法的には地方自治法（第138条の4）上の市長の附属機関として位置付けられます。

審議会の委員は15人以内とし、中小企業の振興に関する者から市長が委嘱します。

そのほか、審議会の運営に関する事項についても規定することを予定しています。

また、この審議会は、現行の函館市中小企業振興条例第19条の規定に基づく函館市中小企業振興審議会が同一性をもって存続するものと位置付けます。